

人事委員会議事録 第八号

昭和二十六年十一月十七日(土曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 田中伊三次君

理事 田中 重彌君 理事 藤枝 泉介君

理事 松澤 兼人君

尾関 義一君 小澤佐重喜君

加藤隆太郎君 塩田賀四郎君

西村 久之君 福田 篤泰君

藤井 平治君 松本 善壽君

中曾根康弘君 柄澤ま子君

出席政府委員

大蔵事務官(主 岸本 晋君
計局給与課長)

委員外の出席者

総理事務官(特別調達官) 山田 二郎君
労務部長(特別調達官)

別調達官(特別調達官) 藤本 幹君
務管理課長)

専門員 安部 三郎君

十一月十七日

委員大野陸君、星島二郎君、渡邊
良夫君及び八百板正君辭任につき、
その補欠として松本善壽君、尾関義
一君、福田篤泰君及び上林與市郎君
が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

特別職の職員に給する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出第
四五号)

○田中委員長 これより人事委員会を
開きます。

ただいまより特別職の職員に給する
法律の一部を改正する法律案

(内閣提出第四五号)を議題としたし、
質疑を続行いたします。柄澤君

○柄澤委員 特別調達官でドル払いに
なつたと七月のことを伺つたのでござい
ますが、ドル払いに伴う労務提供に関
するLR関係の契約書が出たというこ
とを承つておるのでございます。それ
につきまして、特別調達官の方からひ
とつ御説明願いたいと思つてござい
ます。

○山田説明員 ただいま柄澤先生から
御質問がございましたドル払いの基礎
になつております特別調達資金の問題
につきまして御説明申し上げます。特
別調達資金が設けられました根拠は、
五月の二十六日スキヤツピンが出来し
て、それに基づきまして設けられたわけ
であります。その内容は、主として役
務を日本政府がアメリカ極東軍に提供
して、その代償としてドルでもつて
償還を受けるという決済関係を目的と
したものであります。

そこで第一番にその契約の当事者で
ございまして、これはアメリカ極東軍
を代表いたしました、在日兵站司令部
のスポツト大佐が、向うの契約担当官
になつております。日本政府側は、日
本政府を代表いたしました特別調達官
長官が契約締結者、かように相なつて
おります。

その次はこちらがその契約に基きま
して提供しました役務について、どう
いう償還を受けるかというのを規定
してあります。その内容は、直接提供
しました役務、すなわちこの場合労務

でございするが、その労務者の賃
金、給与の償還を受けるということ
、それからその労務者を管理するに必要
な経費の償還を受けるというようにな
つて規定してあります。

それから次に、契約の期間でござ
います。契約の期間は、一応七月一
日から六箇月、すなわちこの十二月末
までと、かような点を規定してござい
ます。

それから次に、労務者の身分及び
労働時間というものを規定して
ございするが、労働者の身分は、日本
政府の雇用者であるというのを規定
してございする。それから労働時間
は、すべてアメリカ政府側によつて定
められますが、この場合、日本の労働
基準法による労働時間外
の勤務と考えられるような場合におい
ては、時間外の手当を支給する。
大体以上のような点を規定してござ
います。

○柄澤委員 お答えになりました点の
中で、期間は六箇月ということござ
います。必要あれば米軍はいつでも
契約解除ができるというような実態に
なつておるようでございするが、その
際に、契約解除により労務者に対し
ての解雇等の問題が起きましたとき
には、時間の間に日本の法律に従つて
時間外手当が出ますように、解雇の際
にもそういうような日本の法律が適用
されるわけでございますか。

○山田説明員 契約期間が満了したし
ますか、あるいは契約が解除になりま
すと、あるいは一斉解雇というよう

な問題が起きかねない存じますが、
今までもLRないし進駐軍の労務者
の扱いは同様でございますが、特別
に連合軍関係労務者の解雇退職手当規
程というものを設けまして、これによ
つて支給してあります。ドル契約によ
つて使われている労務者各位につきま
しても、従前同様その退職手当規程に
よつて解雇退職手当を支給する、かよ
うなことに相なります。私解雇手当と
申しましたのは、一斉に予借なしにや
つたというような場合におきまして
は、労働基準法による解雇手当を普通
の退職手当のほかにつけて支給する、
かような意味があつて申し上げたわけ
であります。

○藤枝委員 議事進行に關して動議を
提出いたします。本法案に關しまして
は去る十五日にこの委員会に付託され
て以来、熱心な質疑応答が行われたの
でありまして、十分その審議を尽くした
と認めますので、この程度で質疑を打
切りまして、ただちに討論採決されん
ことを望みます。

○田中委員長 動議に賛成の諸君の起
立を求めます。

(賛成者起立)

○田中委員長 起立多数。それでは動
議の通り決しました。これにて本法律
案に対する質疑は終了いたしました。
ただいまより本案を議題として討論
をいたします。討論は通告順によつて
これを許します。藤枝泉介君。

○藤枝委員 ただいま議題となつてお
ります特別職の職員に給する法律
の一部を改正する法律案につきまし

て、自由党を代表いたしました賛成申
し上げます。

この給与は大体さきに衆議院を通過
いたしました一般職の職員に給するに
關する法律の一部改正と歩調を合せま
して、その一般職と均衡をとりまして、
ここに掲げてあります特別職の給与
を引上げようといふものでありまし
て、その内容妥当なものと思つて、
賛成をいたす次第でございします。

○田中委員長 中曾根君。

○中曾根委員 私は国民民主党を代表
いたしました。本案に対して賛成の意
を表します。ただ一点つけ加えます
が、この法律案は一般職との関係にお
いて、今回提出されたと思つたのであり
て、もう少し大幅にこれを引上げるよ
う、今後の政府の善処を要望いたしま
して、賛成いたします。

○田中委員長 松澤君。

○松澤委員 私は日本社会党を代表
いたしました。本法律案に賛成いたしま
す。ただ申し上げたいことは、私ども
は一般職の給与改定の法律案に対し
しては反対をいたしました。この法律
案はその関連において提出されたとい
うことは、よくわかるわけでありま
す。そこで一般職の給与の改正法律案
が提出され、しかもこれは衆議院を
通過しておりますので、その関係にお
きまして、この特別職の分には賛成し
て、道当であると考えたのであります。
ただし、多くの委員から指摘されまし
たように、一般職の場合に見られまし
た上に厚く下に薄いということが、や

はりこの際にも考えられるのでありまして、この点いろ／＼質疑応答の中にありましたように、進駐軍関係の職員給与の問題、あるいはまた失業対策関係の労働者の問題などに、なおいろいろと問題があるのでありまして、これらの点につきましては、十分に政府として積極的、現在の物価高の社会的な情勢のもとにおいて、真に安心してその職を尽すことができるように善処あらんことを、われ／＼は要望いたしました。本法律案には賛成の意を表するものであります。

○田中委員長 柄澤君。

○柄澤委員 私は日本共産党を代表いたします。本法律案に反対するものであります。

本法律案は一般職の給与改訂に伴いまして特別職の職員給与も改訂する必要があるという御趣旨に基いて出ておるのでございますが、検討いたしますれば一般職の給与の際にも指摘されておりましたように、高級官僚と申しますか、内閣の責任者あるいは外交官等の給与の引上げが非常に大幅になつてゐる。これらの生活の保障、体面を保つというようなことは、これは給与のみではなしに、別途のいろ／＼な方法が講じられるのであります。ふしぎなこと一般職の場合以上の高率な給与の引上げが、いかにも合理的な体裁をもつて、ここに規定されておるのでございます。しかるにかかわらず、講和を結びます吉田内閣が、駐留軍の日本に在ることを規定しているような重大な際に、今まで占領軍と言われておりましたいわゆる連合軍の要請に基くところの労働者の関係の給与、この問題につきましては非常に不公平な取扱

が多く、この際におきましても十分な審議すら尽されず、これがきめられて行くことにつきまして、取扱い上から申しましても、私どもは賛成するわけにいかないのでございます。参考人をお呼びましても、接収地が多くなり軍事基地が多くなり軍事基地を提供し、飛行場を提供するというような、現在結ばれております講和條約、安全條約が実施されますことになりますれば、連合軍関係のいわゆる労働者提供する日本人の数というものはまことに膨大なものとなると思つてござい

ます。これらが行政協定によつてきますのだということになるのでござい

ますが、それにも事前にやはり日本で実質的な保障というものが、いかになされなければならぬかというのを、国会は権威をもつて審議し、決定して行くだけの力を私はず持つてゐるものだと思つてございします。それにもかかわらず、この点になりますと十分な審議を避け、人事委員会として十分な権威をもつての検討もなせずに、まづたく政府の先機関のような形でもつて、この点の実態調査などの資料の提出なども整わぬうちに、審議が打切られまして、この法案が採決されるというような事態に對しましては、私どもとしては賛成するわけにいかないののであります。なお、これらの関係の労働者は、最近とみに圧迫が強く、労働組合運動の自由というものが剝奪されつづつありますし、また一方的な解雇等も随所に見られておるのでございします。その基本的な人権の確立ということも疑われるような事態が、ひんびんとして起きておるのでございします。人事委員会は、従つてこれらの給与その

他につきましては、国会の権威をもつて、やはりここで確定すべきが当然であつたと思つてございしますが、その点がまづたくなされなかつたといつても、過言ではないことを遺憾に思つ次第でございます。さらにこれらを基準にいたしましたところの失業者の給与の問題につきましては、総理大臣が二十四年に四万円にございしたものが、今度の給与改訂では、八万円になつておるのでございします。ところが失業者は二十四年の春に二百四十万でありましたものが、最近の改訂でも、平均二百七十五万にしか上つておらないのでございします。このような、まづたどこから申しましても道理の通らぬ、筋道の通つておらないところの、働く者に対しては低賃金政策を押しつけるような、矛盾したところの特別職の給与改訂についての法案に對しましては、全日本の労働者が賃金奴隷として、進駐軍労働者として、総理大臣初め失業者に至るまで、まる／＼お

かかえにされようという、ただいまの状態におきましては、このように矛盾した法案に對しましては、私どもは賛成するわけにはいかないののであります。

以上をもちまして反対の理由を申し述べた次第であります。
○田中委員長 これにて討論は終りました。ただちに本案の採決をいたします。この法律案の原案に賛成の諸君の御起立を願います。
〔賛成者起立〕
○田中委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。この際この法律案に関する委員会の報告書作成についてお諮りをいたしま

す。これは先例によりまして委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決定いたします。本日はこの程度にとどまして、次回は公報をもつてお知らせ申し上げます。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時十二分散会

〔参照〕
特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕